二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岐阜県高山市奥飛騨温泉郷栃尾字下栃尾平四六五の三、四六五の二・四六五の四・四六五の六・四六五の一七・四六六の二・四六六の三・四六六の五・四六七の三（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
神奈川県足柄上郡山北町皆瀬川字西ヶ尾一〇七九、一〇八〇の口、一〇八〇の三、一〇九〇のイ、一〇九〇の口、一〇九三の一、一〇九三の二、一〇九四のイ、一〇九五の口、一〇九七、字坊主松一二八一から一二八三まで、字茄子畑一五七七から一五八〇まで、一五八二、字大日薮二一八二のヌの一から二一八二のヌの三まで、二一八二のヨ、二一八二のナの二、二一八二のナの三、字中ノ平二二〇二、二二〇六、字芹沢二二七六、字ヤヨシ二三一五の二、二三一五の三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　所　神奈川県南足柄市矢倉沢字丸山一九一〇の二
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　所　神奈川県足柄上郡松田町寄字百十八番六九二六、六九二八から六九三〇まで、字百二十二番六九九三のイ、六九九三の口、六九九四、六九九五、字百二十三番六九九七、字百二十四番七〇一一の一、七〇一二の一、七〇一三の一、字百二十五番七〇一四の一、七〇一五の一、山北町中川字深田八八一一の七、八八一一の九の一、八八一一の一一の一、八八一一の一一の二、八八一一の一二の一甲の一、八八一一の一二の一甲の二、八八一一の一三の二、八八一一の三二、八八一一の四六から八八一一の四九まで、八八一一の五一、八八一一の六〇の三、八八一一の六〇の四、八八一一の九三、八八一一の九五から八八一一の九八まで、八八一一の一〇一、川西字平山二三一三の一、二三一五、山市場字棚之沢四三二のハ、四四一一の二、四四一一の七
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁並びに南足柄市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　所　神奈川県南足柄市矢倉沢字北ノ入二七二八の四、広町字松木沢一六七八の一（次の図に示す部分に限る。）、一六七八の二、一六七八の三、一六七八の七、字松木尾二六八七（次の図に示す部分に限る。）、一六八八、一六八九、狩野字久保録一六五四の三、一六五四の二・一六五六の一・一六五六の二・一六六〇の一・一六六〇の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　所　神奈川県南足柄市広町字桧木沢一六七八の四から一六七八の六まで、足柄上郡山北町世附字栗ノ木日影九一一の三、九一一の四、字谷戸入九一六の三、九一六の四、字不動日影九二五のイ（次の図に示す部分に限る。）、玄倉字向沢五三四の一・五三五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字竹本五三六の六・五三六の七・五三六の九・五三八の二・五三八の三（以上五筆国有林）、五三六の八、五三六の一・五三八の一・五四〇のロ・五四三の一・五四三の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字桧木沢一六七八の四から一六七八の六まで
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁並びに南足柄市役所及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。）